

(19)日本国特許庁(JP)

(12)登録実用新案公報(U)

(11)登録番号
 実用新案登録第3243554号
 (U3243554)

(45)発行日 令和5年9月1日(2023.9.1)

(24)登録日 令和5年8月24日(2023.8.24)

(51)国際特許分類 F I
 B 6 5 D 5/52 (2006.01) B 6 5 D 5/52 H
 B 6 5 D 5/02 (2006.01) B 6 5 D 5/02 E

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全9頁)

(21)出願番号 実願2023-2403(U2023-2403)
 (22)出願日 令和5年7月6日(2023.7.6)

(73)実用新案権者 000115980
 レンゴー株式会社
 大阪府大阪市福島区大開4丁目1番18
 6号
 (74)代理人 100130513
 弁理士 鎌田 直也
 (74)代理人 100074206
 弁理士 鎌田 文二
 (74)代理人 100130177
 弁理士 中谷 弥一郎
 (74)代理人 100117400
 弁理士 北川 政徳
 (74)代理人 100161746
 弁理士 地代 信幸
 (74)代理人 100166796

最終頁に続く

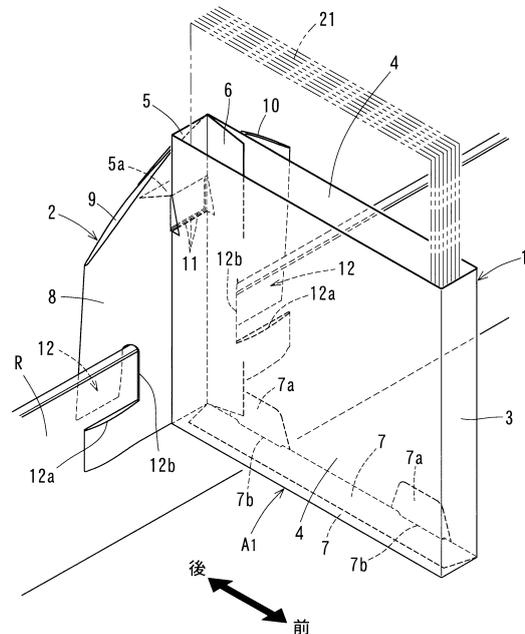
(54)【考案の名称】 棚用広告具

(57)【要約】

【課題】 プライスカードや商品等の情報の表示を極力隠すことなく、販売促進のためのハガキやリーフレット等の小葉印刷物を収納して、しっかりと陳列棚の前縁レールに取り付けられる棚用広告具を提供する。

【解決手段】 広告用の小葉印刷物 2 1 を取り出せるように収容する箱体 1 と、箱体 1 を陳列棚の前縁レール R に取り付けて支持する支持部 2 とが連設された棚用広告具において、箱体 1 は、幅が狭い正面板 3、幅が広い一対の側面板 4、幅が狭い背面板 5 及び底面板 7 を備えた構成とし、支持部 2 は、側面板 4 の後端から延びる部分を折り重ねた状態で、箱体 1 の背面板 5 に固定されるものとし、支持部 2 の箱体 1 から左右に張り出した部分にそれぞれクリップ部 1 2 が形成され、箱体 1 の正面板 3 を前方へ向け、支持部 2 の左右のクリップ部 1 2 により、陳列棚の前縁レール R を挟み込むものとする。

【選択図】 図 4



10

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

広告用の小葉印刷物(21)を取り出せるように収容する箱体(1)と、前記箱体(1)を陳列棚の前縁レール(R)に取り付けて支持する支持部(2)とが連設された棚用広告具において、前記箱体(1)は、幅が狭い正面板(3)、幅が広い一対の側面板(4)、幅が狭い背面板(5)及び底面板(7)を備えた構成とされ、

前記支持部(2)は、前記側面板(4)の後端から延びる部分を折り重ねた状態で、前記箱体(1)の背面板(5)に固定され、前記支持部(2)の前記箱体(1)から左右に張り出した部分にそれぞれクリップ部(12)が形成され、

前記箱体(1)の正面板(3)を前方へ向け、前記支持部(2)の左右のクリップ部(12)で陳列棚の前縁レール(R)を挟み込むことを特徴とする棚用広告具。 10

【請求項 2】

前記支持部(2)は、いずれかの前記側面板(4)から順次延びる第1支持板(8)、第2支持板(9)及び第3支持板(10)を折り重ねて形成されることを特徴とする請求項1に記載の棚用広告具。

【請求項 3】

前記背面板(5)に形成された係止片(5a)を、前記第1支持板(8)、第2支持板(9)及び第3支持板(10)に連通するように設けられた係止穴(11)に押し込んで、前記箱体(1)に前記支持部(2)が固定されることを特徴とする請求項2に記載の棚用広告具。

【請求項 4】

前記左右のクリップ部(12)は、それぞれ前記第1支持板(8)と前記第2支持板(9)の境界及び前記第2支持板(9)と前記第3支持板(10)の境界を横切る横スリット(12a)と、前記横スリット(12a)の両端から上方へ延びる縦スリット(12b)により形成されていることを特徴とする請求項2又は3に記載の棚用広告具。 20

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この考案は、陳列棚の前縁レールに取り付けて、商品の販売促進キャンペーンの応募ハガキやリーフレット等の小葉印刷物を収容する棚用広告具に関する。

【背景技術】

【0002】

本出願人は、下記特許文献1において、図6に示すように、リーフレット等が収容される箱体51を、幅の広い正面板52及び背面板53と、幅の狭い一対の側面板54と、これらの下端から延びる底面板55a、55bとから形成し、箱体51の背面板53の上端から巻込部材56を延出し、巻込部材56の先端側に下方へ向けて突出するフック57を設け、背面板54とフック57の間に陳列棚の棚棒Bを挟み込んで、棚棒Bに吊り掛ける棚用広告具A5を提案している。

【0003】

また、本出願人は、下記特許文献2において、図7に示すように、幅が狭い正面板61及び背面板62と、幅が広い一対の側面板63とから表面に広告印刷が施された角筒体64を形成し、背面板62の下部に一対の側面板63から切り起こされたクリップ部65を形成しておき、クリップ部65で陳列棚の前縁レールRを挟み込むことにより、前縁レールRに取り付ける棚用広告具A6を提案している。 40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2008-018170号公報

【特許文献2】意匠登録第1729454号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】 50

【 0 0 0 5 】

ところで、近年、陳列棚の前縁には、特許文献 1 に記載された棚棒 B ではなく、特許文献 2 に記載された前縁レール R として、商品の価格を表示したプライスカードの保持機能を有するもの（プライスレール）が備えられる場合が多い。

【 0 0 0 6 】

このような前縁レール R に対して、特許文献 1 に記載された棚用広告具 A₅ のように、正面板の幅が広い箱体を備えたものを取り付けて、その箱体にハガキやリーフレットを収納すると、プライスカードが隠れてしまったり、商品のフェイス面が隠れてしまったりする場合があります、消費者への大切な情報告知機能や訴求効果が阻害される恐れがある。

【 0 0 0 7 】

また、特許文献 2 に記載された棚用広告具 A₆ の応用形態として、正面板の幅が狭く、側面板の幅が広い角筒体を、底面板を有する箱体に変更した棚用広告具を製作し、その箱体にハガキやリーフレットを収納することも考えられるが、このような棚用広告具をプライスレールに取り付けると、重くなる箱体が前下がりに傾いてしまう恐れがある。

【 0 0 0 8 】

そこで、この考案は、プライスカードや商品等の情報の表示を極力隠すことなく、販売促進のためのハガキやリーフレット等の小葉印刷物を収納して、しっかりと陳列棚の前縁レールに取り付けられる棚用広告具を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 9 】

上記のような課題を解決するため、この考案は、広告用の小葉印刷物を取り出せるように收容する箱体と、前記箱体を陳列棚の前縁レールに取り付けて支持する支持部とが連設された棚用広告具において、

前記箱体は、幅が狭い正面板、幅が広い一対の側面板、幅が狭い背面板及び底面板を備えた構成とされ、

前記支持部は、前記側面板の後端から延びる部分を折り重ねた状態で、前記箱体の背面板に固定され、前記支持部の前記箱体から左右に張り出した部分にそれぞれクリップ部が形成され、

前記箱体の正面板を前方へ向け、前記支持部の左右のクリップ部で陳列棚の前縁レールを挟み込むものとしたのである。

【 0 0 1 0 】

また、前記支持部は、いずれかの前記側面板から順次延びる第 1 支持板、第 2 支持板及び第 3 支持板を折り重ねて形成されるものとしたのである。

【 0 0 1 1 】

そして、前記背面板に形成された係止片を、前記第 1 支持板、第 2 支持板及び第 3 支持板に連通するように設けられた係止穴に押し込んで、前記箱体に前記支持部が固定されるものとしたのである。

【 0 0 1 2 】

そのほか、前記左右のクリップ部は、それぞれ前記第 1 支持板と前記第 2 支持板の境界及び前記第 2 支持板と前記第 3 支持板の境界を横切る横スリットと、前記横スリットの両端から上方へ延びる縦スリットにより形成されているものとしたのである。

【考案の効果】

【 0 0 1 3 】

この考案に係る棚用広告具は、陳列棚の前縁レールに取り付けると、箱体から左右に張り出した多重構造の支持部が前縁レールに沿った状態でクリップ部により固定されるとともに、支持部と箱体の背面板とが固定されていることから、箱体の横倒れや前倒れが抑制され、箱体が安定した姿勢でしっかりと前縁レールに支持される。

【 0 0 1 4 】

そして、この取付状態において、前方に向く箱体の正面板の幅が狭いため、前縁レールのプライスカードや商品等の情報の表示を極力隠すことなく、販売促進のためのハガキや

10

20

30

40

50

リーフレット等の小葉印刷物を消費者が自由に取り出せるように収容できる。

【0015】

また、消費者の動線となる通路側に幅の広い側面板が飛び出すように迫り出し、側面板の印刷が消費者の目につきやすいPOP広告として機能するので、箱体に収容したハガキやリーフレット等の小葉印刷物と相俟って、優れた訴求効果を期待することができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】この考案の実施形態に係る棚用広告具の使用状態を正面側から示す斜視図

【図2】同上の棚用広告具のブランクを示す図

【図3】同上の組立過程を背面側から示す斜視図

10

【図4】同上の陳列棚の前縁レールへの取付状態を正面側から示す斜視図

【図5】同上の取付状態を背面側から示す斜視図

【図6】特許文献1に記載の棚用広告具の棚棒への取付状態を示す斜視図

【図7】特許文献2に記載の棚用広告具の前縁レールへの取付状態を示す斜視図

【考案を実施するための形態】

【0017】

以下、この考案の実施形態を図1乃至図5に基づいて説明する。

【0018】

<概要>

図1に示すように、この棚用広告具A₁は、陳列棚に載せた商品20の販売促進に使用されるものであり、販売促進キャンペーンの応募ハガキやリーフレット等の小葉印刷物21を取り出せるように収容する箱体1と、箱体1を陳列棚の前縁レールRに取り付けて支持する支持部2とが連設された構成とされている。

20

【0019】

前縁レールRは、商品20のこぼれ止め機能と、商品20の価格を表示したプライスカード22の保持機能とを有するプライスレールと呼ばれるものである。

【0020】

<ブランク>

図2は、この棚用広告具A₁の板紙製のブランクを示す。このブランクの箱体1を構成する部分は、縦長で幅が狭い正面板3の両側に、横長で幅が広い一対の側面板4が連設され、一方の側面板4の組立時における後端に、縦長で幅が狭い背面板5及び継代6が順次連設され、一対の側面板4の下端にそれぞれ底面板7が連設された構成となっている。一対の側面板4の幅は、正面板3及び背面板5の幅の7倍～8倍とされている。

30

【0021】

一方の側面板4から延びる底面板7の先端には、2個の差込片7aが設けられ、他方の側面板4と底面板7の境界には、スリット状の差込穴7bが設けられている。背面板5には、下方となる先端へ向けて幅が広がる係止片5aが切込により形成されている。

【0022】

支持部2を構成する部分は、他方の側面板4の組立時における後端に、第1支持板8、第2支持板9及び第3支持板10が順次連設された構成となっている。

40

【0023】

第1支持板8の幅は、背面板5の幅よりも広く、第2支持板9の幅は、第1支持板8の幅よりもさらに広がっている。第3支持板10の幅は、第1支持板8の幅よりも広く、かつ、第2支持板9の幅以下に設定されている。第1支持板8、第2支持板9及び第3支持板10の上縁は、それらの境界へ向かって低くなるように切り欠かれている。

【0024】

第1支持板8、第2支持板9及び第3支持板10には、係止片5aの先端側より幅が狭い方形の係止穴11が形成されている。これらの係止穴11は、組立時に背面板5の係止片5aの位置に一致するようになっている。

【0025】

50

第 1 支持板 8 と第 2 支持板 9 の境界に臨む部分と、第 2 支持板 9 と第 3 支持板 10 の境界に臨む部分には、それぞれクリップ部 12 が設けられている。

【0026】

これらのクリップ部 12 は、第 1 支持板 8 と第 2 支持板 9 の境界及び第 2 支持板 9 と第 3 支持板 10 の境界を横切る横スリット 12 a と、これらの横スリット 12 a の両端部から上方へ延びる縦スリット 12 b により形成されている。縦スリット 12 b は、少し幅のある長穴状とされている。

【0027】

そして、これらのクリップ部 12 は、組立時に支持部 2 の箱体 1 から左右に張り出した部分に位置するようになっている。

【0028】

<組立過程>

上記ブランクから棚用広告具 A₁を組み立てるには、箱体 1 の部分を、一方の側面板 4 と背面板 5 の境界の罫線 L₁と、他方の側面板 4 と正面板 3 の境界の罫線 L₂とに沿って折り曲げ、継代 6 を他方の側面板 4 の内面に予め貼り付けておく。

【0029】

そして、この棚用広告具 A₁の使用に際しては、図 3 に示すように、正面板 3、一対の側面板 4 及び背面板 5 を角筒状に立体化し、対向する側面板 4 の下端からそれぞれ延びる底面板 7 を重ね合わせ、差込片 7 a を差込穴 7 b に差し込んで、箱体 1 を保形する。

【0030】

次に、第 1 支持板 8、第 2 支持板 9 及び第 3 支持板 10 を蛇腹状に折り曲げて、図 4 及び図 5 に示すように、背面板 5 の係止片 5 a を第 1 支持板 8、第 2 支持板 9 及び第 3 支持板 10 の係止穴 11 に押し込み、箱体 1 の後面に支持部 2 を固定する。

【0031】

<店頭での使用>

このように棚用広告具 A₁を組み立てると、支持部 2 の箱体 1 から左右に張り出した部分に、それぞれクリップ部 12 が位置する状態となり、箱体 1 の正面板 3 を前方へ向け、左右のクリップ部 12 で陳列棚の前縁レール R を挟み込む。

【0032】

このとき、クリップ部 12 を上端部を軸として後方へ撓ませ、開いた横スリット 12 a 及び縦スリット 12 b に前縁レール R を差し込んだ後、クリップ部 12 を反発力で復元させると、棚用広告具 A₁の前縁レール R への取り付けが完了する。

【0033】

その後、箱体 1 に天面の開口から広告媒体としてのハガキやリーフレット等の小葉印刷物 21 を収容すると、図 1 に示すように、棚用広告具 A₁は、商品 20 が載せられた陳列棚の前縁レール R から前方へ突出した状態となる。

【0034】

<効果>

この棚用広告具 A₁は、陳列棚の前縁レール R に取り付けると、箱体 1 から左右に張り出した多重構造の支持部 2 が前縁レール R に沿った状態でクリップ部 12 により固定されるとともに、支持部 2 と箱体 1 の背面板 5 とが固定されていることから、箱体 1 の横倒れや前倒れが抑制され、箱体 1 が安定した姿勢でしっかりと前縁レール R に支持される。

【0035】

そして、この取付状態において、前方に向く箱体 1 の正面板 3 の幅が狭いため、前縁レール R のプライスカード 22 や商品 20 のフェイス面に印刷等の情報の表示を極力隠すことなく、販売促進のためのハガキやリーフレット等の小葉印刷物 21 を消費者が自由に取らせるように収容できる。

【0036】

また、店内を歩く消費者の動線となる通路側に幅の広い側面板 4 が飛び出すように大きく迫り出し、側面板 4 の印刷が消費者の目につきやすい POP 広告として機能するので、

10

20

30

40

50

箱体 1 に収容した持ち帰り可能な小葉印刷物 2 1 と相俟って、商品 2 0 の購買意欲を喚起する優れた訴求効果を期待することができる。

【 0 0 3 7 】

< その他 >

なお、上記実施形態に係る棚用広告具 A₁では、支持部 2 を、第 1 支持板 8、第 2 支持板 9 及び第 3 支持板 1 0 を蛇腹状に折り曲げて形成しているが、第 2 支持板 9 からの第 3 支持板 1 0 の折曲方向を変更し、第 2 支持板 9 の前面に第 3 支持板 1 0 を折り重ねて、第 3 支持板 1 0 の先端部を第 1 支持板 8 と第 2 支持板 9 の間に挟むようにしてもよい。

【 0 0 3 8 】

また、支持部 2 は、箱体 1 の左右に張り出す部分がそれぞれ二重構造となるようにしているが、さらに多重構造となるように、ブランクの用紙を折り重ねるようにしてもよい。この場合、箱体 1 から左右に張り出す部分で同じ枚数の用紙が重なるようにすれば、支持部 2 の強度のバランスが良くなり、箱体 1 の横倒れが効果的に抑制される。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 9 】

A₁ 棚用広告具

- 1 箱体
- 2 支持部
- 3 正面板
- 4 側面板
- 5 背面板
- 5 a 係止片
- 6 継代
- 7 底面板
- 7 a 差込片
- 7 b 差込穴
- 8 第 1 支持板
- 9 第 2 支持板
- 1 0 第 3 支持板
- 1 1 係止穴
- 1 2 クリップ部
- 1 2 a 横スリット
- 1 2 b 縦スリット
- 2 0 商品
- 2 1 小葉印刷物
- 2 2 プライスカード
- R 前縁レール

20

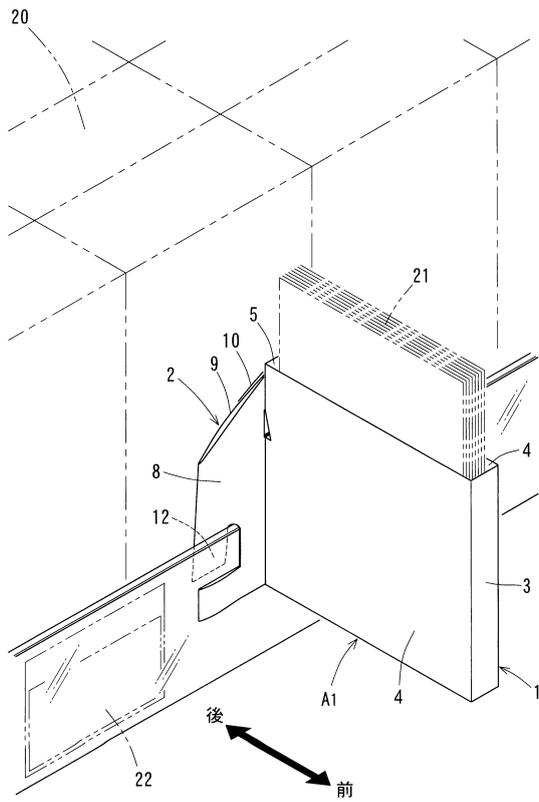
30

40

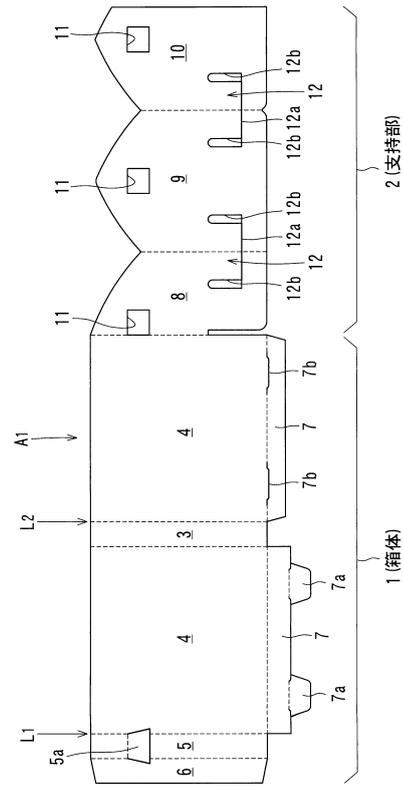
50

【 図面 】

【 図 1 】



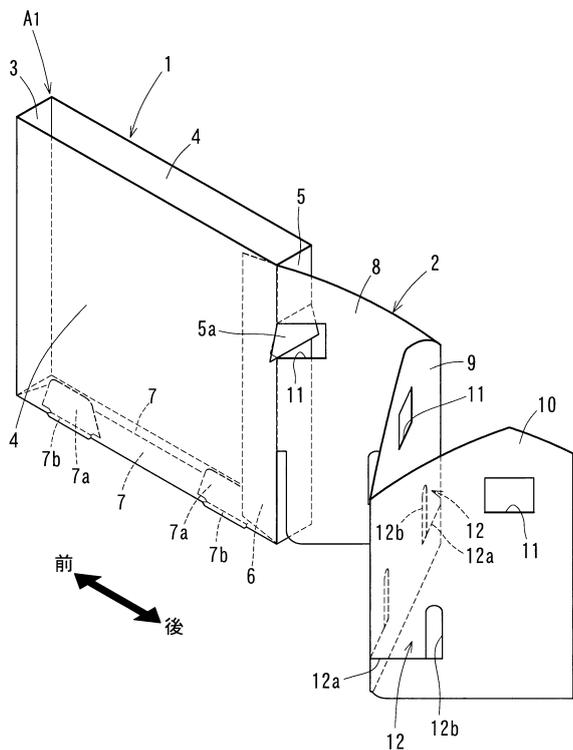
【 図 2 】



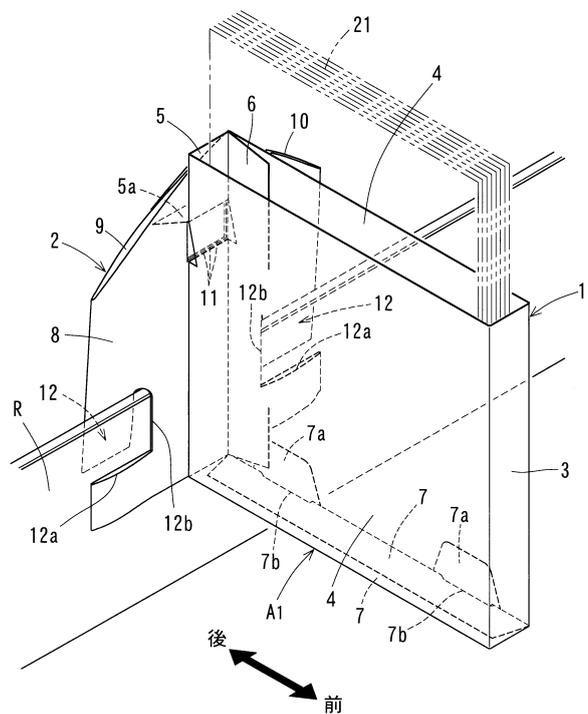
10

20

【 図 3 】



【 図 4 】

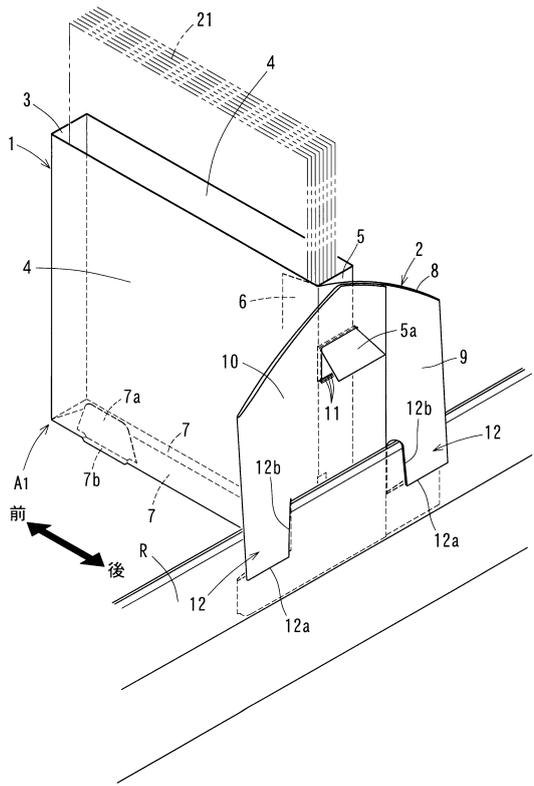


30

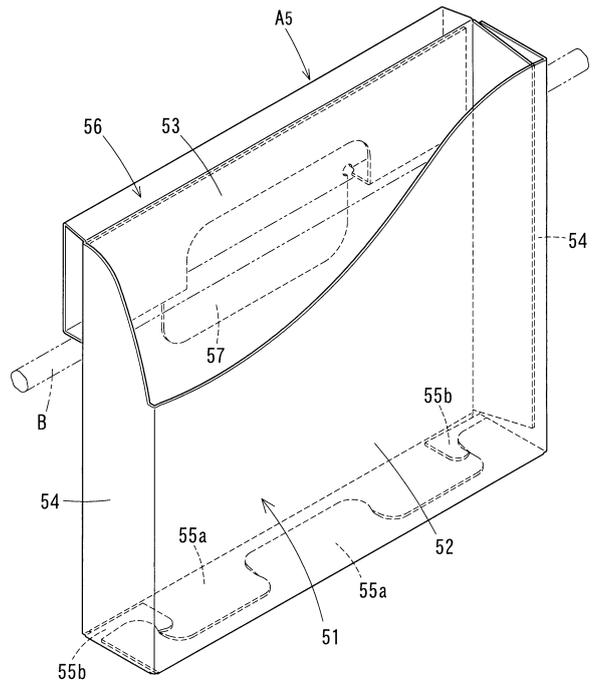
40

50

【 図 5 】



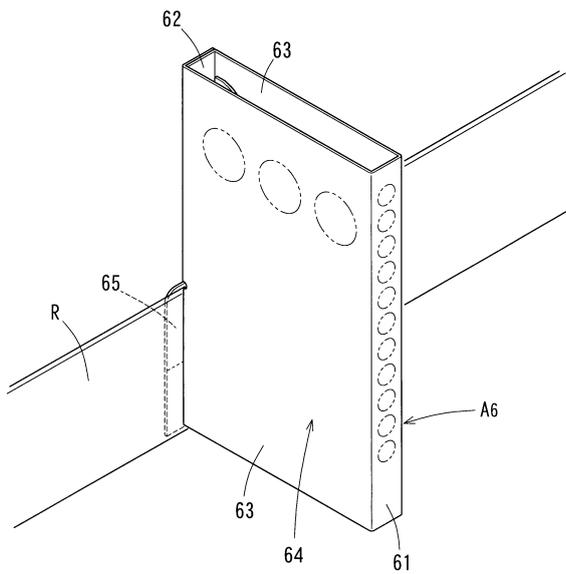
【 図 6 】



10

20

【 図 7 】



30

40

50

フロントページの続き

弁理士 岡本 雅至

(72)考案者 長谷川 成美

東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号 品川シーズンテラス レンゴー株式会社東京本社内